

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和8年2月13日

北海道小清水町「宿泊税」の新設

北海道小清水町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される小清水町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道小清水町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	小清水町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実その他の地域社会及び小清水町経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について 200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 約140万円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	(平年度) 約28万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 9月24日 小清水町議会にて条例案可決
- ・令和7年 11月14日 総務大臣協議
- ・令和8年 2月13日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。